

第四期国定教科書時代における教育と思想に関する研究

橘 与志美

A Study of Education and Thought During “The Fourth Period State Textbook Compiling System”

Yoshimi Tachibana

〔目次〕

- 〔一〕 はじめに
- 〔二〕 時代背景
 - （一） 戦争と教科書編纂
 - （二） ヴェルサイユ体制とその背景
 - （三） 「対華二十一カ条の要求」の背景
 - （四） ワシントン体制の背景
 - （五） 世界大恐慌とファシズム台頭
 - （六） 日独伊三国同盟と第二次世界大戦
- 〔三〕 『尋常小學校修身書』の概略
- 〔四〕 『尋常小學校修身書』の編纂意図
- 〔五〕 『尋常小學校修身書』の教材内容

(一) 億兆一心の絶対主義国家

(二) 国体の明徴と天皇の神格化

〔六〕 まとめ〈軍国主義の台頭〉

〔一〕 はじめに

「第四期国定教科書」の時代は、昭和八年（一九三三）～昭和一五年（一九四〇）までの、八年間にわたっている。その前の「第三期国定教科書」の時代は、第一次世界大戦（大正三年開始）が終了した年の大正七年（一九一八）から、ファシズムが台頭しはじめ、五・一五事件によって犬養毅首相が暗殺された、昭和七年（一九三二）までの一五年間であった。

この第三期は、いわゆる大正デモクラシーの時代にあたり、教科書教材も比較的近代的な内容が多かった。いわば、児童本意の教材が盛り込まれており、その時代の国家政治が、教育内容に大きく反映されていることがわかった（大東文化大学紀要、第三五号「大正デモクラシー期の小学校教育に関する研究」・第三七号「大正デモクラシー期の教育と思想に関する研究」拙稿参照）。しかし、この第三期国定教科書の教材の中にも、その根底には、ナショナリズム・ミリタリズムの思想が脈々と流れており、大正デモクラシー時代の限界を読み取ることができた。

次期の第四期国定教科書のうち『小學國語讀本』の教材分析によれば、その第三期デモクラシーの近代性をないがしろに後退させ、ファシズムの強化、帝国主義・国家主義思想教育の時代へと進んでいくことが把握できた（大東文化大学紀要、第三九号「第四期国定教科書時代における小学校教育に関する研究（一）」拙稿参照）。特に第四期の後半より終盤に至るにしたがい、世界は徐々に悲惨な様相を呈していく。つまり、昭和一二年（一九三七）七月の「蘆溝橋事件」に端を発した「日中戦争」の勃発、また、昭和一四年（一九三九）九月、ドイツによるポーランド侵略に端を発した「第二次世界大戦」の勃発などがそれである。世界大戦勃発の二年後、昭和一六年（一九四一）一月八日より、日本もこの大戦に加わっていくことになる。この昭和一六年から昭和二〇年（敗戦）までの五年間は「第五期国定教科書」の時代にあたり、学校教育も、帝国主義・軍国主義の一色と化し、超国家主義の時代が展開されていくことになる。

本稿は、この第二次世界大戦へ日本が加わる直前まで、つまり、昭和八年（一九三三）～昭和一五年（一九四〇）までの、小学校における教育内容について、思想的な立場から考察してみる。特に本稿では、既述の紀要・第三九号（『小學國語讀本』中心の論文）を踏まえた上、『尋常小學修身書』を中心に据え、世界的情勢や日本国家の政治状況が、いかに学校教育や国民の育成に影響を及ぼしたかを追究してみたい。

〔二〕 時代背景

（一） 戦争と教科書編纂

日本帝国は、第二次世界大戦で敗退するまで、敗戦ということを知らずに戦い続けてきた。①日清戦争（明治二十七年～明治二十八年（一八九四～一八九五））、②日露戦争（明治三十七年～明治三十八年（一九〇四～一九〇五））、③第一次世界大戦（大正三年～大正七年（一九一四～一九一八））、④満州事変（昭和六年～昭和八年（一九三一～一九三三））、⑤日中戦争（昭和二年～昭和十六年（一九三七～一九四一））、昭和十六年四月の「日米交渉」で、日本は中国からの撤兵を要求され、交渉決裂、ファッショ化の渦の中で、そのまま太平洋戦争（第二次世界大戦）へ突入、⑥第二次世界大戦（昭和十四年～昭和十六年～昭和二十年（一九三九～一九四一～一九四五））、日本は昭和十六年より、日独伊三国同盟を基盤にして、米・英・中など連合国に対して参戦（「大東亜戦争」）、昭和二十年、無条件降伏）などがその主な戦いであった。

以上のうち、④満州事変は、昭和六年九月一八日の「柳条湖事件」に端を発する、宣戦布告のない武力侵攻であるが、この満州事変から日中戦争を経て太平洋戦争（大東亜戦争）に突入し、昭和二十年の敗戦の日を迎えるまでの一五年間は、日本帝国主義によるアジア侵略・中国侵略の目的で貫かれているという見方（鶴見俊輔）から、統括して「一五年戦争」と呼ばれるようになった。また、日中戦争は、当初「北支事変」と発表したのが、戦況の拡大するに従い「支那事変」と改めた。そして戦後になってから「日華事変」と改められ、後日「日中戦争」との呼称が一般的となってきたものである。また、第二次世界大戦への参戦（昭和十六年二月八日）当初、支那事変をも含めて、情報局は「大東亜戦争」と呼ぶと発表したのが、民主主義主張の連合国側が有利になってくると「太平洋戦争」の呼称が慣用されるようになってきた。

さて、第四期国定教科書の時代は、昭和八年（一九三三）から昭和十五年（一九四〇）までの間であり、これらの教科書は正に満州事変（昭和六・八）の最中に編纂されていたことになる。もちろん科目によっては編纂年前後の差異はある。小学国語読本の場合は、昭和八年四月の入学生から使用できたが、学年進行であったため、巻十二が印刷されたのは昭和十三年（一九三八）八月、使用開始は、第二次世界大戦が始まるうとしている、昭和十四年（一九三九）四月からであった。つまり、満州事変時ばかりではなく、日中戦争が始まり（昭和十二年）、ファッショ化の盛んになっていく最中でも編纂されていたことになる。

尋常小学修身書の場合も、使用開始は一年遅れるが、全く同じ状況下にあった。やはり学年進行の形をとり、巻一が印刷されたのは昭和八年一二月であった。従って使用は国語読本より一年遅れて、昭和九年（一九三四）の四月からであった。最後の巻六の印刷は昭和十四年（一九三九）三月、使用開始は国語読本巻一二と同じ昭和十四年四月からである。昭和十四年といえば、世界に暗雲が立ち込め、その年の九月より、第

二次世界大戦が始まった年である。否応なしに世相は、そして国家政治は、ファシズム化・ミリタリズム化に突き進んでいく、その最中での編纂であった。過去の例からみても、このような時代の世相・国家政治は、当然、学校教育にも大きな影響を及ぼしてくるのである。その時代背景を更に追究してみる。

(二) ヴェルサイユ体制とその背景

大正三年（一九一四）七月二十八日～大正七年（一九一八）一月一日の「第一次世界大戦」は、イギリスに対するドイツの挑戦が中核となつて勃発した。帝国主義国家の植民地拡大が目的である。ドイツは、明治一五年（一八八二）、フランスに対抗して、オーストリア・イタリア間で「三国同盟」を締結した。その後、明治二〇年（一八八七）、明治二四年（一八九一）、明治三五年（一九〇二）の三度にわたつて条約更新をし続けてきていた。イギリスはこれに対抗して、明治三七年（一九〇四）に「英仏協商」を、日露戦争後の明治四〇年（一九〇七）に「英露協商」を結んで、いわゆる「三国協商」を成立させていた。

大正三年（一九一四）六月、この情況下にあつて、オーストリアの皇太子フランツ・フェルディナント大公がセルビア人に暗殺された。これが発端となつて、オーストリアがセルビアに宣戦布告。八月にはドイツ・オーストリア対イギリス・フランス・ロシアが宣戦布告して、たちまちのうちに世界大戦へと発展していった。三国同盟のうちの一国イタリアは、戦況をみて同盟を破棄し、イギリス側に就いた。日本は既に明治三五年（一九〇二）より締結を継続してきている「日英同盟」の遵守を理由にして、同年（一九一四）八月二三日、積極的にこれに参戦していった。

第一次世界大戦の戦況は、同盟国（ドイツ・オーストリア・トルコ・ブルガリア）と連合国（イギリス・フランス・ロシア・日本・イタリア・アメリカ）などの対戦となり、大正七年（一九一八）一月一日、ドイツの敗北によって終戦を迎えるに至った。その結果、ドイツは、大正八年（一九一九）六月二十八日のヴェルサイユ条約に調印せざるをえなくなったのである。

ヴェルサイユ講和条約はドイツにとって極めて苛酷なものであった。つまり、連合国は、ドイツに対し、賠償総額一三二〇億マルクの支払を要求し、ドイツはこれを了承せざるをえなかった。その上、ヨーロッパ本土におけるドイツ領土の一三パーセントをも失うことになった。更に、海外における植民地権利を剥奪され、軍用としての潜水艦や飛行機についてもその所有が認められなかった。従つて、この苛酷さゆえに、やがて、ヴェルサイユ体制の打破をめざした、ヒトラーのナチスが台頭してくるのである。

(三) 「対華二十一条の要求」の背景

日本は、第一次世界大戦によって、山東省のドイツ利権とドイツ領南洋諸島を占領した。また、中国に対しては、戦時中の大正四年（一九一五）五月二十五日、「対華二十一条の要求」をつきつけ、これを受諾させた。この二十一条の要求は、当時の外相加藤高明（第二次大隈内閣）の方針であり、大正三年七月、大戦開始の間もないうちに既に原案を作成していたという。同年八月二三日に、日本が強引にドイツ占領地域に對して参戦し、一月に青島を陥落させると、さっそく一二月には、北京駐在公使（日置益^{ひおきえき}）を通して、この二十一条の要求を、中国政府へ送りつけた。

この「対華二十一条の要求」は、五号^{ごごう}・二十一^{じゅういち}・カ条^{かじょう}から成り、極めて侵略性の濃厚な、内政干渉にまで踏み込んだ内容のものであった。例えばその第一号は、山東省におけるドイツ權益を、全て日本へ譲渡させるための四項目要求。第二号は、南満州と東部内蒙古の日本独占に関する七項目要求。つまり、旅順・大連の租借期限や満州鉄道の経営權を九九年間延長すること、またその地での鉱山採掘權を日本に与えること。このようなことから推測できるように、中国政府にとっては、極めて苛酷な要求の二十一条であった。

これらの要求のうち、第五号は、不可能と思われる項目を寄せ集めた感があり、日本側も、この五号については、希望条件と考えていたほどであった。日本政府は、この二十一条の要求を秘密にするよう中国側に命じたが、中国政府は即座にこれらの全てを内外に報じた。中国における日本の暗躍は、世界列強には邪魔であり、とりわけアメリカにとっては障害であった。以後アメリカは、様々の手段で日本へ圧力を加えてくることになり、最終的には太平洋戦争で決戦を迎えることになる。

アメリカ・イギリスから、特に二十一条のうちの第五号（七項目）に対する批難や取り下げ要求が強く出された。従って、この五号を削除の上で、大正四年（一九一五）五月七日、中国政府に最後通牒を出した。五月九日袁世凱はこれを受諾、五月二十九日調印、六月八日に批准書交換が行われた。中国における対日感情は最悪のものとなり、この五月九日を最初の「国恥記念日」とした。この遺恨がそのまま次の満州事変・日中戦争・太平洋戦争へと一貫して流れていくことになる。この時既に、未来の日中戦争や太平洋戦争が呼吸をしながら始まっているように思われる。大日本帝国の全体的な目標がこの対華二十一条の要求に姿を現していたのである。

(四) ワシントン体制の背景

大正一〇年（一九二一）一月一二日から翌大正十一年二月六日にわたって「ワシントン会議」が開催された。米大統領ハーディングの提唱で、米・英・仏・伊・蘭・ベルギー・ポルトガル・中国・日本の九か国が参加した。第一次世界大戦後の極東における国際秩序を定めることが

目的とされ、列強の軍備制限や太平洋、及び、中国に関する維持問題などがその中核とされた。その内容は、①米・英・日・仏・伊における主力艦・航空母艦保有のトン数比率を制限（米・英⁵、日³、仏・伊^{1.67}）、以後一〇年間主力艦の建造停止とする「海軍軍縮条約」締結（各国とも戦後の軍事不況により軍備拡張が困難となったことによる）、②太平洋水域の島々における権利の相互尊重と侵害に対する制裁措置に関する、日・英・米・仏間の「四か国条約」締結（但し、当条約の締結により「日英同盟」の破棄の規定。アメリカにとって日・英の連合は極めて不都合であることによる）、③中国の主権・独立・行政等に関する保全の尊重と、各国の中国における門戸開放・機会均等を制約する「九か国条約」の締結などがその主なものであった。

しかし、日本は更に、この会議によって、対華二十一カ条の要求に示した、重大な、山東省権益などをも放棄しなければならなかった。これらのことに関して、『第二次世界大戦』（河出書房）の著者の一人、三宅正樹氏は次のように記している。「ワシントン会議においてアメリカは、パリ講和会議でウィルソンが眠れぬ一夜を過ごしたあげく日本に譲らねばならなかった山東利権を、日本から吐き出させて、パリ講和会議でのマイナス勘定の清算をつけた。そればかりでなく、これまでアメリカにとりつねに目の上のこぶであった日英同盟を廃棄処分にするのに成功し、さらに、太平洋全域を、アメリカの思いどおりに凍結することに成功した。ヴェルサイユ体制でしめあげられたのは戦敗国ドイツであったが、ワシントン体制でしめあげられたのは戦勝国であるはずの日本であった。しかし、歴史はこの時点で凍結はしなかったのである」と。

つまりアメリカにとって、中国を侵蝕しまわる日本が邪魔でしかたがなかった。その日米間の対立が激化して行く中で、世界列強を抱き込みながら日本をしめあげる、これがワシントン会議の目的だったのである。日本帝国としては、これだけの列強に取り囲まれ、しめあげられては、憤慨せざるを得なかった。これを期に、日本軍部の動きが徐々に暴走し始め、昭和の時代へ入ると政府の統制が利かないようになっていく。昭和三年（一九二八）の「張作霖爆殺事件」や昭和六年（一九三一）の「中村大尉事件」「万宝山事件」などがそのさしあたりの事件であり、ついには「満州事変」へと連動していく。

昭和六年（一九三一）九月一日、関東軍の板垣征四郎大佐と石原莞爾中佐との謀略によって、満鉄線急行列車爆破事件「柳条湖事件」を引き起こした。政府（若槻内閣）は満州不拡大方針の指令を出したが、軍部はこれを無視して関東軍全部隊に出動命令を下した。翌一九日には、はやくも奉天・長春・遼陽・営口・安東などを占領し、翌昭和七年の二月には全満州を占領してしまふ始末であった。日本政府（犬養内閣）はただ黙認するのみで、その三月一日には「満州国」の建国宣言をするに至った。「九か国条約」諸国から、条約違反として強く非難されたが、それもまた無視であった。昭和十二年（一九三七）七月七日、またしても原因の不透明な「蘆溝橋事件」発生。それがそのまま「日中戦争」へと発展すると、条約諸国は、条約違反を論点に、ブリュッセルで、九か国条約会議を開催した。しかし、日本は、またもやこれを無視して条約を

破棄してしまった。

昭和十三年（一九三八）七月三〇日、昭和天皇さえも陸軍の横暴ぶりを見かねて、天皇の命令なくして一兵たりとも動かしてはならぬと制した。それにもかかわらず、帰還命令を無視して「張鼓峰事件」を引き起こし、ソ連軍を攻撃している。昭和十四年（一九三九）五月の「ノモンハン事件」も、ソ連軍（外蒙軍）との戦いで、一万八千名もの日本兵を失っているが、九月一五日の停戦を迎える前に、既に一方では、第二次世界大戦（九月一日）が始まってしまっていた。逆に、世界大戦勃発のために、参謀本部はノモンハン事件の停戦を厳令したのであった。もはや日本軍の暴走は留まるところを知らなかった。

（五） 世界大恐慌とファシズム台頭

昭和四年（一九二九）一〇月二四日、アメリカ・ニューヨーク株式市場の崩壊で「暗黒の木曜日」と名付けられた世界大恐慌が発生した。一〇月の初め頃より、株式相場は少しずつ下落しはじめてはいた。やがてアメリカ国内では、取引所閉鎖や相場師たちの自殺などという、もっともらしい噂が流れはじめ、一〇月二四日、一気に膨大な量の株が売り出された。株価は刻々と下落していった。二五日・二六日と暴落が続き、二九日には最悪の事態となっていた。金融機関も工場も閉鎖となり、物価は暴落し、生産激減、労働者解雇というように、たちまちのうちに大恐慌を引き起こした。何百万もの労働者が、職を求めて野宿しながら放浪しはじめた。巷では食物の無料配給も行われるようになる。この恐慌は、カナダ・日本をはじめ、資本主義国家を次々と巻き込み、世界大恐慌へと発展していった。

日本国内では、既に昭和二年から、片岡蔵相の失言で、金融恐慌が続いていた。そこで、金輸出解禁の実施をもってこの恐慌を切り抜けようと決断した。しかし、世界恐慌の波は大きすぎ、他国の物価下落の方が日本よりも激しかったため、逆に国内の恐慌を促進させてしまった。ストライキ・解雇・倒産が続いた。荒廃は都市ばかりではなかった。農村でも農作物の価格は暴落し、生産費よりも売り値の方がはるかに安かった。「青田売り」や借金で生活をつなごうとしたが支えきれず、あちこちで娘の身売りが発生した。

ヴェルサイユ条約によって苛酷な賠償額を課せられたドイツでは、この世界恐慌によって、空前のインフレーションが発生した。その結果、特に中産階級や中産農民は壊滅的な打撃を受けた。マルクの価値はほとんどゼロに近く、中産階級の資産と貯蓄は壊滅し、そのまま何の援助も与えられることなく放置された。その一方で、巨大資本家だけは、この期に乗じてますます巨大化していった。新聞・雑誌・百貨店など、繁栄したものも多くは、ユダヤ人経営のものであった。

全てを失い、社会から放置されたプライドある中産階級は、その壊滅の責任を、ユダヤ人に負わせはじめた。いよいよヒトラー登場の舞台は

ここで開幕される。ヒトラーは、ユダヤ人資本家とマルクス主義労働者とのほごまで自己の存在を破滅に追いやられた中産階級の人々に、彼独特の蘇生術を吹き込み、信頼と人望をかき集めていった。そしてヒトラーは、一挙に政權の舞台へとかけ昇ってくる。

昭和八年（一九三三）一月、ヒトラーはドイツ首相となり、ナチ党の独裁を開始し、はやくもその三月にはナチス一党独裁を完成している。

昭和九年（一九三四）八月、ヒンデンブルク大統領が病没し、ヒトラーは大統領と首相を兼ねて、自ら総統ヒューターと称した。やがて、六〇〇万人ものユダヤ人が虐殺される日がやってくるのである。ヒトラーによる、第二次世界大戦までのシナリオは、とりわけ「ヴェルサイユ体制」打破の構想は、彼が首相になる一〇年も前に完成していた。つまり、大正一二年（一九二三）、ミュンヘン一揆に失敗した彼は、一月から半年の間、ラントベルクの獄中であつた。その獄中で口述筆記させた『わが闘争』の中にそれらが記録されている（下巻は一九二六年二月完成）。彼の考える、ドイツ再興のための唯一有効な手段、それは武力による対外侵略・領土拡大の外に道はなく、その為には、一致献身・独裁体制の樹立こそが不可欠であると説くのである。

日本にとって、ドイツのヴェルサイユ体制に匹敵するのが、既に記したところのワシントン体制である。ワシントン会議で約された諸条約によって、日本はアメリカの思いどおりにはめ込まれ、手足を縛られてしまった。日本にとつても、ドイツと同様、この「ワシントン体制」を打破しないかぎり、あの「対華二十一カ条の要求」に夢見た未来はありえないのであつた。アメリカから発生した世界大恐慌のあおりで窮地に立たされ、列強の仲間から孤立していく日本とドイツは、やがて同士となつて、互いに歩み寄っていくことになる。

（六） 日独伊三国同盟と第二次世界大戦

昭和六年（一九三一）九月一八日、「柳条湖事件」を画策した関東軍は次から次へと一気に満州の各都市を占領していった。当時の若槻礼次郎内閣（幣原外相）は、満州への不拡大方針を示していたため、当初は国際連盟も日本政府を信用していた。しかし、一〇月八日の錦州爆撃に至つて、イギリス・アメリカは、日本政府の背信行為を激しく非難した。その一二月、国際連盟は、日本の行動に対する現地調査団（「リットン調査団」）を設置した。翌昭和七年（一九三三）二月二九日、調査団は東京に赴き、政府・軍部首脳との会見を皮切りに、上海・漢口・南京・北京・満州を現地調査してまわり、七月からその報告書の作成にとりかかった。この調査の最中にもかかわらず、昭和七年三月一日、日本政府は「満州国建国宣言」を行っている。そして調査団の報告書が公表される二週間も前（九月一五日）に「日満議定書」の調印を実行した。

昭和七年（一九三三）一〇月二日、リットン調査団の報告書「日支紛争にかんする国際連盟調査委員会の報告」が公表され、柳条湖事件は日本对中国に対する侵略行為であつたこと、満州国の建国は、中国人の自発的な独立国家ではないことが明示された。一月二二日の国際連盟理

事会において、日本全権松岡洋右は、この内容に対し全面的に対抗した。国際連盟は同日のうちに「十九人委員会」を設置し、リットン報告書の内容の審議にとりかかった。日本国内の各新聞も国民も、この事態には猛反発をし、もし満州建国の成らぬ時は、受諾を拒否せよと大いに主張した。

昭和八年（一九三三）二月一四日、十九人委員会はリットン報告書を正当と結論付け、日本による満州の建国を否認した。それから一〇日後の二月二四日、国際連盟臨時総会が開催された。十九人委員会の結論に対する賛否票決を実施、賛成四二票、反対したのは日本一国だけであった。満州国の誕生は否決され、満州からの日本軍撤退が要求された。松岡日本全権は日本帝国の正当性を大いに主張したがかなわず、日本代表団は会議の途中で一斉に席を立ち、肩で風を切るように退場した。帰国時の松岡は国民的英雄として大歓迎を受けた。しかし、本心のところ松岡は、あの会場を退席するのに賛成ではなかった。しかしながら、情勢いかなによつては退場するようにと、森恪や白鳥敏夫らの主張によつて、事前に政府から訓令が出されていたのであった。

昭和八年（一九三三）三月二七日、ついに日本は国際連盟を正式に脱退した。翌昭和九年（一九三四）一二月、ワシントン海軍軍縮条約の破棄、昭和十一年（一九三六）一月、ロンドン海軍軍縮条約の破棄と、日本は自ら孤立の道を進み、来たるべき日の為に軍備の拡張にとりかかった。同様にドイツでも、昭和八年一月にヒトラー内閣が誕生すると、その年の一〇月一四日、フランスとの折り合いがつかず、ジュネーブ軍縮会議を脱退し、ヒトラー宣言で国際連盟をも脱退した。ドイツ国民の九六％は、この二つの処置を支持したという。翌年、ついにヒトラーは総統まで昇りつめ、ヴェルサイユ条約を無視して、軍備の拡張にとりかかった。こうしてヒトラーによる独裁体制が確立されていった。

一方、イタリアのムッソリーニ率いるファシスタ・イタリアは、大正十一年（一九二二）のローマ進軍によつて独裁制を確立し、昭和一〇年（一九三五）にはエチオピアを侵略するに至った。昭和十二年（一九三七）、イタリアもまた国際連盟を脱退する。そして徐々に、孤立しているナチス・ドイツと日本へ、親交を求めて接近しはじめてくる。二年後の昭和十二年（一九三七）七月、日中戦争勃発、更に二年後の昭和十四年（一九三九）九月、ドイツのポーランド進撃によつて第二次世界大戦がはじまるのである。

昭和十一年（一九三六）一月、日本の外務省や海軍はあまり乗り気ではなかったが、駐独陸軍武官であった大島浩は、それらを無視して強引に「日独防共協定」を締結してしまった。国際的孤立の打開と、ファシズムによる枢軸結成のためであった。そして翌年、イタリアもまたこれに参加し、「日独伊防共協定」が成立した。この三国防共協定はコミンテルンとソ連に対抗するための協定であった。それにもかかわらず、昭和十四年（一九三九）八月二二日、ドイツがソ連と「独ソ不可侵条約」を締結した。ソ連がドイツによる侵略をおそれ、これを防ぐためのものであった。日本政府は驚いた。なぜならこの時、日ソ両軍が、モンゴル人民共和国と満州との国境、ノモンハン地区で激突し、戦い合っている

最中のことであつたからである。更にドイツは、九月一日のこと、ポーランドに進撃した。九月三日、そのドイツに対し、イギリス・フランスが宣戦布告、とうとうそのまま第二次世界大戦へと突入していった。

翌昭和十五年（一九四〇）九月二七日、第二次近衛文相内閣外相の松岡洋右は、アメリカを仮想敵国としながら、三国枢軸強化をめざして「日独伊三国同盟」に調印した。この同盟が基盤となつて、太平洋戦争が展開されていくことになる。更に、昭和十六年（一九四一）四月二三日、松岡外相は、モスクワで「日ソ中立条約」に調印した。この条約によつてどちらか一方が第三国と戦つても、もう一方の国は中立を守り、また両国間では相互不可侵を守ることになった。日本はこれで心おきなく南方へ進出していけるはずであつた。しかし、二か月後、ドイツがソ連と開戦、日本は「日独伊三国同盟」を締結していたがため、この「日ソ中立条約」は無視せざるをえなくなつた。しかし、この間の防共協定や三国同盟や中立条約を画策する日本に対して、アメリカの怒りは頂点に達していた。こうして昭和十六年（一九四一）二月八日、日米の太平洋戦争が始まつた。

第一次世界大戦から第二次世界大戦までの時の流れは、本格的なファシズム・ミリタリズムの台頭・強化の時代であつたと読みとれる。ドイツにとつて、ヴェルサイユ条約の苛酷さがヒトラーを生み、ナチズムを育て、やがて世界を震撼させるに至つた。一方、日本にとつてのワシントン条約は、その苛酷さ故にかえつて造反をかき立て、柳条湖事件や満州事変の時のような暴君や、また後年の森恪・東条英機などのような軍国主義者を生みだした。更には軍閥内閣とまでいわれた田中義一内閣や、「英米本位の平和主義を排す」と論述した近衛文相のような内閣政府も誕生したのである。

しかし、ドイツにしても日本にしても、既述のような苛酷な孤立時代はあつたものの、もし、あのニューヨーク・ウォール街の「暗黒の木曜日」とその後の世界大恐慌がなかったならば、はたして第二次世界大戦は発生したであろうか。既述『第二次世界大戦』の著者の一人、上山春平氏はその点について次のような見解を示している。「ヒトラーや近衛があらわれたから戦争が起こつたというよりも、ヒトラーや近衛の思想の指し示す方向にたいして日独の国民が深い共感を示すような状況が、ヒトラーや近衛らを国民のリーダーたらしめ、戦争への道を開いたのだというべきであろう。しかし、日独両国民の現状打破への衝動が侵略戦争の推進力にまで転化する条件としては、やはり世界大恐慌に注目せざるをえない。もし、この事件がなかったならば、そして、日独の現状不満がこの事件を契機として異状にかき立てられることがなかったならば、はたして日独の国民は進んで修羅の巷に足を踏み入れる愚行をおかしたであろうか。」様々の示唆を与えてくれる卓見であり、同感である。

これまで述べてきた時代背景は、その多くが、国内状況よりも、国外での事件へ目を向けた考察となつた。この間、日本国内でも、ストライキ・クーデター・暗殺・派閥争いなど、めまぐるしいほどの事件や騒動が発生し、その都度、ナショナリズム・ファシズム・ミリタリズムの色

を濃くして、天皇制絶対主義国家が形成されていった。それが学校教育へも大きく影響してくることを考えると、主だった騒擾だけでも述べておく必要がある。しかし、残念ながら、紙幅にそのゆとりがない。それらの詳細については、先にも記したように、本大学紀要、第三五・三七・三九号の拙稿を参照いただきたい。

以上、第四期国定教科書（昭和八年（一五年使用））の編纂者たちが、頭を寄せ合いながら教材を編集している頃の時代背景を把握してみた。支配者たちの思惑によって、どのようにも編纂可能な国定教科書制度の時代である。教材内容の一つ一つには、それ相応の意図が込められ、子供たちの人間性を大きく左右したはずである。『尋常小學校修身書』を中心に、その教材を分析的に考察してみる。

〔三〕『尋常小學校修身書』の概略

明治五年（一八七二）『学制』^{ギョウキノサトシ}發布当初の修身は、「修身口授」といって、各教科の最後尾に位置していた。文部省が指定した五種類の修身教科書も皆翻訳書で、文明開化の啓蒙思想が主体であった。しかも教師は何を施してよいかわからず、生徒たちは、先生の話す太閤記や国定忠次のはなしを夢見心地で聞いていたという。まだ仁義忠孝や国体の精華などというような徳目はどこにも見られない。国民はまだ、天皇よりも徳川幕府の方が上と思っていたのどかな時代である。

しかし、明治十一年（一八七八）東山・北陸・東海道方面を一巡した明治天皇は、侍講元田永孚に筆録させ、翌十二年『教学聖旨』を公布した。そこには「其流弊仁義忠孝ヲ後ニ生徒ニ洋風是競フニ於テハ将来ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カス是我邦教
学ノ本意ニ非サル也」仁義忠孝ノ心ハ人皆之有リ然トモ其幼少ノ始ニ其脳髓ニ感覺セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事已ニ耳ニ入リ先入主トナル時ハ後奈何トモ為ス可ラス故ニ当世小学ニ絵図ノ設ケアルニ準シ古今ノ忠臣義士孝子節婦ノ画像・写真ヲ掲ゲ幼年生入校ノ始ニ先ツ此画像ヲ示シ其行事ノ概略ヲ説諭シ忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス」と示してあった。つまり、明治七年頃より激しくなった自由民権運動は、たちまちのうちに拡大し、明治十四年（一八八一）一〇月には政変を断行するに至るほどであった。この自由民権運動の騒動が「流弊」であり「仁義忠孝ヲ後ニ生徒ニ洋風是競フ」と記された所以であろう。

明治十二年（一八七九）九月に發布された『教育令』（自由教育令）も、翌十三年十二月には『教育令改正』と改められ、事態は急激に儒教倫理を主体とした教育へと切り変えられ、政府も中央集権国家の確立をめざす方向へと進んだ。そして『教育令』の時までは「読書習字算術地理歴史修身」というように「修身」が各教科の最下位に位置付けられていたものが、『教育令改正』によって全教科のトップに躍り出てきた。以後、第二次世界大戦が終るまで、その座は換わることがなかった。帝国主義・専制主義として、修身の国民へ及ぼした影響は計り知れないものがあっ

た。

明治一九年（一八八六）四月、森有礼文相によって『学校令』が制定された。そして、これまでも、教科書使用については「届出制」から「認可制」へと、徐々に国家統制の手を加えてきてはいたが、この学校令によって「検定教科書時代」へと進み、国家統制が一層強化された。ここに至って欧化思想にも終止符が打たれ、教科書教材も、帝国主義・国家主義・絶対主義の方向に変わっていく。明治三二年（一八八九）二月一日『大日本帝国憲法』が公布になり、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定された。更に翌明治三三年一〇月には、『教育ニ関スル勅語』（教育勅語）が渙発された。これによって、以後、昭和二〇年（一九四五）の敗戦を迎えるまで、我が国の学校教育の方向は揺るぎないものとして固定されるに至った。しかも、明治三五年（一九〇二）十二月、「教科書疑獄事件」の発生を手掛かりに、急遽、明治三七年（一九〇四）より「国定教科書時代」へと切り替えられた。このことによって、日本国民の教育や思想は、国家の定める方向に向かうほか、為す術がなくなった。その国家政府の政治政策は、既に「時代背景」の項で記したように、世界の帝国主義列強と肩を並べ、様々の謀略事件や侵略戦争を繰り返す歲月だったのである。

さて、『尋常小學修身書』は、巻一から巻六まで、合計六冊である。巻一の使用開始は、小学国語本より一年おくれて、昭和九年（一九三四）四月からで、国語読本と同様に、学年進行で新教科書に切り替えられていった。従って、最後の修身書巻六が使用されたのは、昭和一四年（一九三九）四月からであった。国語科より一年おくれて使用開始となったことについて、当時の文部省編集課長・藤岡継平は「それは、国語の言葉が土台になって、低学年のものが出来るのでありますから、どうしても国語が一步先に進んで居らねばなりません。」（『国定教科書の編纂方針に就て』）といっている。

〔四〕『尋常小學修身書』の編纂意図

第四期の『尋常小學修身書』は、小学国語読本（「サクラ読本」）と同様に、表紙と挿絵が色刷りになった。第三期までは表紙も薄墨色で重苦しく、挿絵にも全く色がなかった。それが第四期の表紙は地色が薄い青色に近く、左右には八種の花模様が緑色の透かし彫り風に印刷されていて、中央に『尋常小學修身書』と毛筆体で書かれ、その右下に「児童用」、左下に「文部省」と記されている。中の色刷りの絵は巻三までで（巻三でも約過半数の一九絵のみが色刷）、巻四からは全く絵に色はなくなる。巻三までは巻頭にも色刷りの口絵があったが、全四からはそれも無く、代りに「教育ニ関スル勅語」が見開きページの大字で載せられ、急に高度になった感じを与えている。このことに関し「編纂趣意書」では「本巻ヨリハ色彩ヲ加フルコトヲ止メ、全部墨画又ハ写真ヲ以テセリ。コレ、本学年ノ児童ハ下学年ト異ナリ、色彩画ヲ加ヘザルトモ理會ヲ容易

ニシ、情操ヲ涵養シ得ベシト考ヘラル、ヲ以テナリ。サレド、教師ノ説話ヲ助クルタメ、本学年ニモ修身掛図ヲ新ニ編纂シ、之ニ色彩ヲ施シ、以テ直観的教授ニ便ナラシメタリ。」と述べている。

尋常小学修身書は、全巻、「児童用書」（つまり教科書）と「教師用書」と「修身掛図」の三種類から成っている。「児童用書」については、編纂趣意書に「児童用書ハ、之ニ児童ノ誦読スベキ文章及ビ絵画ヲ載セテ、徳性ヲ涵養シ、道徳ノ実践ヲ指導スルヲ目的トス。」とある。また「教師用書」については、「教師用書ハ、之ニ教師ガ修身科ノ教授ヲナス際ノ必要ナル事項ノ大綱ヲ記載シテ指導ノ方途ヲ示スヲ目的トス。抑々、修身科ニアリテハ、教授ハ教師ノ人格ノ感化ニ俟ツ所多キヲ以テ、教師ハ本書ニ依リ指導ノ精神ヲ体得スルヲ要ス」とあり、「修身掛図」については「修身掛図ハ、之ニ教授ノ要点ニ関係アル絵画ヲ掲ゲ、又写真ノ他教授ニ必要ナルモノヲ載セテ、児童ニ深キ理解ト強キ印象トヲ与フルヲ目的トス。」とある。昭和三年の「三・一五事件」や昭和四年の「四・一六事件」での、日本共産党員を中心とした大檢舉大弾圧の折にも、左傾化した教員や学生が多かった。従つて、政府としては、その類の教員が気掛かりでもあり、「教師用書」でもつて、授業での指導方向をしっかりと定めておきたかったものと考えられる。

「巻二編纂趣意書」に「本巻教師用書ノ巻頭ニハ、教育ニ関スル勅語、昭和六年十月三十日教育ノ任ニ在ル者ニ対シテ下シ給ヘル勅語並ビニ昭和九年四月三日教育ノ任ニ在ル者ニ対シ給ヘル勅語ヲ奉掲シタリ。コハ、本書ノ教旨ノ基ヅク所ヲ明示スルト共ニ、教育ノ任ニ在ル者ヲシテ、聖旨ヲ奉戴シテ、徳化ニ努ムベキ覚悟ヲ深クセシメンガタメナリ。」とあることから、教師の人格化の為の「教師用書」でもあることが読み取れる。巻二教師用書の巻頭に記されている昭和六年・九年の勅語とは、「健全ナル国民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳化ニ俟ツ事ニ教育ニ従フモノ其レ奮励努力セヨ」（昭和六年勅語）と「国民道徳ヲ振作シ国運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所実ニ小学校教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ当ルモノ夙夜奮励努力セヨ」（昭和九年勅語）の二つである。国家盛衰の運命は小学校教育に掛かっている。そのためには、先ず、教師自身が自分の徳化・人格の感化のために大いに努力せよ、と強く求めている。

また「修身掛図」の「色彩ヲ施シ、以テ直観的教授ニ便ナラシメ」「深キ理解ト強キ印象トヲ与フル」については、先に述べた『教学聖旨（小学條目二件）』の「古今ノ忠臣義士孝子節婦ノ画像・写真ヲ掲ケ幼年生入校ノ始ニ先ツ此画像ヲ示シ其行事ノ概略ヲ説諭シ忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髓ニ感覺セシメンコトヲ要ス」の文章と深くかわつてくることを認識しておかなければならない。また、『教育ニ関スル勅語』は明治二三年發布以來、昭和の敗戦まで、一貫して我が国の教育の根幹となつてきた。家族国家観に基づく忠君愛国の儒教的徳目を究極の国民道徳として施してきた勅語である。これらを重ね合わせて考える時、前述の「児童用書」の求めている目的が明確に理解できるのである。

第四期の修身教科書は、「時代背景」の項で述べたように、世界の帝国主義列強が、領土拡大に鎬を削り合う、ファシズム台頭の時期に編纂さ

れている。日本におけるファシズムは天皇を中核として形成されてきた。大日本帝国の権力者たちは、天皇を中心に据え、これを神として位置付けることによって、絶対的・普遍的な權威を形成することに成功した。儒教的徳目と記紀神話とが一体化のように教材化され、他方、考古学的研究分野は教科書から一切除外されてしまった。明治期検定教科書時代（明治一九年～明治三六年）にみられたような「吾国、古代ノ事ハ、明ニ知ルベカラズ。……古代ノ記録ハ、悉ク信ズベキ者トハ、言ヒ難カラン」（『高等小学読本』巻之一）とか「極メテ遠キ昔ニハあいのノ如キ人民或ハ一層開ケザル人民國中ニ住ミ居タリ」（『小学校用・日本歴史』巻之一）などという教材は、心ある編纂者でさえも盛り込めなくなってしまう。そして「我等国民が神と仰ぎ奉る天皇は、天照大神の御裔であらせられ、常に天照大神の御心を御心として国をお治めになります。」（国定四期『尋常小學修身書』巻六）というような、天皇の神格化や皇室・皇族の絶対化、そして臣民の忠君愛国への義務化が押し進められていった。

『尋常小學修身書』の「編纂趣意書」の中に次のように記されている。

イ 編纂ノ根本方針

尋常小学修身書ハ、小学校令施行規則第二条ニ拠リ、教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ニ基ツキ、忠良ナル日本臣民タルニ適切ナル道德ノ要旨ヲ授け、以テ児童ノ徳性ヲ涵養シ、道德ノ実践ヲ指導シ、殊ニ国体觀念ヲ明徴ナラシム。又能ク聖旨ノ在ル所ヲ奉体セシムルタメ、勅語ノ語句並ビニ全文ニツキテ会得スル所アラシム。（『教育勅語』の詳細については、本大学紀要第三七号拙稿「『教育ニ関スル勅語』の精神と意義」の項参照）

〔五〕『尋常小學修身書』の教材内容

（一）億兆一心の絶対主義国家

昭和九年度（一九三四年四月）以降に使用された、国定第四期の『尋常小學修身書』全六巻における「教材ノ選択及ビ排列ノ一般方針」は次のようなものであった。

尋常小学修身書ニアリテハ、国民ノ遵守スベキ道德上ノ理念ヲ授ケ、且模範トスベキ人物ノ事蹟ヲ教ヘ、以テ之ニ遵ヒ之ニ倣ハシムルヲ教材ノ選択及ビ排列ノ一般方針トナセリ。ナホ今回ノ修正ニ当リテハ、児童ノ徳性ノ情的方面並ビニ意的方面ノ陶冶ニ一層重キヲ置キ、児童ノ経験ニ即シ、児童ノ心情ニ触ル、コトニ特ニ意ヲ用ヒテ、教材ノ選択及ビ排列ヲナスコトトセリ。カクノ如ク本書ハ児童ノ生活ニ留意セルノミナラズ、我が国現代ノ社会生活ニツキテモ深く考慮セル所アリ。蓋シ現代生活ノ要求ハ、億兆一心ノ共同生活ヲ全ウスルニアリ。

是ヲ以テ心得ヲ授ケ実践ヲ導クニ、共同生活觀念ヲ基調トスル点ニ意ヲ用ヒタリ。(「尋常小学修身書卷一編纂趣意書」より)

ここで注視すべきことは、後半部分の「億兆一心ノ共同生活」である。前半の内容は、この部分を教育上効果あらしめんがための、いわば罪深い、大人の内部的操作であるといえよう。「億兆一心ノ共同生活」第四期国定修身教科書の向かう所、つまり、大日本帝国の国民への要求する所を一語句で表現するならば、この語句に尽きると考えられる。この「億兆一心ノ共同生活」を国民に全うさせるために、修身教科書は編纂されていたのである。そして、このことを子供たちに把握しやすくするために、前半部分の、児童中心的経験や心情などに配慮していたのである。そして最後にこの教科書の行き着く所、それは、前述の「編纂ノ根本方針」教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ニ基ツキ、忠良ナル日本臣民」を作り上げることにあつた。

例えば、文部省図書監修官・藤本萬治は、「修身書卷三の編纂趣意並びに其の取扱方」(「文部時報」第五四六号)の中で次のように述べている。「新修身書に於ては、特に此の共同生活觀念を基調として人格創造に努めることと致しました。而して我が国民の共同生活の特徴は、教育に關する勅語にも仰せられてある通り、億兆一心といふことに特色があると思います。個人個人の利益幸福のための共同生活ではなくて、億兆が一心となつて天壤無窮の皇運を扶翼し奉る共同一体の民族生活であります。此の生活の中にあつて、人格を養ひ全体生活の向上進歩を図らしめる立場を強調して居ります。例えば新に加へた題目「私たちの学校」の課では、学校が單に児童各自が學業を修めて自分の将来の生活の準備をなすために利用される場所ではなくて学校といふ共同生活に於て人格を養ひ自分たちの学校を恰かも我が家の如く思つて之をよい学校にするやうに協力せしむる指導を致す趣旨で教へられてあります。」(傍点筆者)

ここにいう「私たちの学校」とは、卷三の第一課のことである。つまり、五〇年前にできた学校で、親子兄弟もこの学校を出た。商売人も百姓も町長も、戦争で手柄を立てた軍人たちも、沢山の人々がここから出ていった。「みなさんも、よく勉強して、一そう私たちの學校の名をあげるやうに心がけなければなりません」と校長先生が学校の記念日に全校生徒の前で訓話している課である。この訓話をそのまま拡大した形が「億兆一心の共同国家」に当てはまる。個人個人の利益幸福を得るための学校ではない。つまり、個人主義とか民主主義とかを築くための社会ではない。つまり、全体主義を貫くための国家である。自分たち個々人のためではなく「學校の名をあげるため」拡大すれば、「日本という国名をあげるため」更に拡大して「個々の国民のためではなく、日本君主・皇運の名をあげるため」というように、論理は一本の太い綱でつながっている。つまり、「億兆一心の集権国家」・「億兆一心の天皇絶対主義国家」なのである。これを独裁的な全体主義国家・天皇制ファシズムという。

児童の情と意の陶冶の為に「経験ニ即シ、児童ノ心情ニ触ル、コト」に特に留意して教材を選択したという。しかし、後述する「ガツカウ」單元のように、いかに明るく平和そうに見え、いかに共和的に読み取れる文章や絵教材であつても、その奥底では、暗い国家思想が重く靜かに

呼吸している。そのことに気がつかなければならない。前述の藤本と同じ、文部省図書監修官の加藤将之は、巻六の編纂要旨説明講演会で、たとえ教科書教材の中に教育勅語にはない徳目があったとしても（例えば、第二十三課「創造」など）、それは、教育勅語の精神を発展拡大させたものである、といっている。つまり「戊申詔書なり、国民精神作興に関する詔書なり、或は其の他の勅語なりに仰せられた所に基づいたものが少くありません。其の意味に於きまして小学修身書は勅語中心であつて、教育勅語一本の精神に立脚して居る」教科書であると述べている（「文部時報」第六六三号・視学講習会講演要旨、傍点筆者）。

このことを修身書巻一で検証してみよう。巻一の第一課は、小学校へ入学して初めて開くページであるから、当然のように「ガッカウ」という課である。母と子手が手をつなぎながら登校する絵の「ニフガク」と、入学後の教室と校庭の様子の絵が二つある「ヨク マナビ ヨク アソベ」との二題を含んだ一課となっている。絵のみが示されていて、文字はまだない。その教室では先生に問われて、元気に立ち上がり答えている子供の様子、校庭では先生と沢山の子供たちが環になっておどったりボール遊びをしたりしている様子が示されている。誰でも、何と明るく平和で希望に満ちた絵だろうと思うはずである。しかし「教師用」の教授要領では「こんなに日本国中の子供が学校へあがるのは、みんなよい人となるためです。皆さんがよい人になってくれるのは、おとうさん、おかあさんの一ばんお喜びになることです。それがまた天皇陛下の思召にかなふことです。学校は、皆さんをよい人に育て上げるために設けられた楽しい所です。」という手順で施していくことになっている。

子供の親は両親であるが、その両親の親は拡大すれば天皇である。全体主義の中でみんなよい子になれば、みんなの両親が喜び、それが大親であるところの天皇の本望とするところである。楽しい学校はイコール喜びある家庭であり、イコール億兆一心の集団国家である。その行きつく先は、巻一から巻五の最終課に載せられた「ヨイ コドモ」「よい日本人」となることであり、結局は巻六の最終課「教育勅語」に示された人間像に達することである。そういう論理でつながっている。最も幼い子への、最も平和で希望にあふれた教科書でなければならないはずなのに、以上のような状況であり、それはそのまま、時代の世想を反映した教育となっている。

（二） 国体の明徴と天皇の神格化

世界の情勢が不穏化し、列強が暗躍するかのように、協商・同盟・条約を取り交わす大正から昭和初期、ドイツや日本は徐々に孤立化していった。日本はこの事態に対し、億兆一心の天皇絶対主義国家樹立をもって、対抗していこうとした。その国家的動向は、既述のように、学校教育上にも明確に現れてきていた。更に日本にとって、天皇集権国家を造り上げるためには、天皇自身を一国の元首以上のものとして位置付ける必要があった。つまり、神としての格付けである。それが、第四期国定教科書の特色の一つであり、天皇神格化が強調されはしめる所以でもある。

同時に、「国体の明徴」や「肇国の精神」「皇統の無窮」「君民の大義」「忠君愛国の精神」そして「億兆一心」「挙国一致」など、多くの事項が唱導され、重視されはじめたのも、この第四期からということになる。以下、国体の明徴と天皇の神格化について考察してみる。

修身教科書の巻三（昭和一一年度より使用）が盛んに編纂されている頃の昭和一〇年（一九三五）二月、「国体明徴問題」が発生して政治問題となった。やがて「相沢事件」として、軍務局長永田鉄山少将が刺殺されるに至り、二・二六事件へとなだれ込んでいく問題でもあった。天皇機関説の美濃部達吉は、著書「憲法撮要」など発禁とされ、ついには貴族院議員を辞任するに至った。しかしこの国体明徴に関しては、天皇主権説と天皇機関説の対立として、大正初年来の継続問題であった。それが、この時代の世界情勢と国内のファシズム台頭との結合によって大きくクローズアップされてきたものと考えられる。文部省はこれを期に、教学刷新評議会を設置した（昭和一〇年一月）。評議会は「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇天祖ノ神勅ヲ奉ジテ永遠ニコレヲ統治シ給フ。コレ我ガ万古不易ノ国体ナリ……我ガ教学ハ源ヲ国体ニ発シ日本精神ヲ以テ核心」とする旨を答申した。文部省はこれを基盤とし、国体の明徴と教学刷新の書として『国体の本義』（昭和一二年三月三〇日奥付）を出版した。それは『記紀』を基礎に据えた内容となっており「我が国は皇室を宗家とし奉り、天皇を古今に互る中心と仰ぐ君民一体の一大国家である。故に国家の繁栄に尽くすことは、即ち天皇の御栄えに奉仕することであり、天皇に忠を尽くし奉ることは、即ち国を愛し国の隆昌を図ることに外ならぬ。」と記してあった。文部省は全国の学校や官庁にこれを配布した。それから一年後の、昭和一三年（一九三八）三月に発行されたのが、後述する『尋常小學修身書・巻五』である。

まず巻一から見てみる。巻一の口絵には、見開きの色刷りで、天皇陛下鹵簿（行幸の行列）の絵図がある。二重橋の宮城門を出た、騎兵隊と馬車の長い長い行列である。天長節での観兵式のため、代々木練兵場へ向かうところの絵である。次のページの、第一課は、「入学」に関する絵で、巻一なら当然のことのように思われるが、教育勅語主体の構成であったことは既に述べた。その次の、第二課は、先の口絵と直結する「テンチャウセツ」である。先ほど、皇居二重橋を出た長い行列の中にあった天皇が、今、この二課では、練兵場に整列敬礼した兵士たちの前を、真っ白な馬に乗って閲兵式の最中にある。教師は、口絵と掛図とこの絵とを照合させながら、天皇の尊さや、臣民とは何か、天長節とは何かを教えることになっている。

「教師用」書では、この第二課「天長節」で施すべき「主要な教授事項」として、全部で一四項目を列挙している。例えば、次のような項目である。イ、天皇陛下は我が大日本帝国をお治めになる最も尊い御方であらせられること。ロ、私たちは皆天皇陛下の臣民であること。ハ、私たち臣民は常に天皇陛下の深い大御恵を受けてゐること。ニ、私たちの祖先も時の天子様の臣民であって、深い大御恵を受けてゐたこと。ホ、天皇陛下の御年。ヘ、天長節はどういふ日であるかといふこと。ト、天長節に当り天皇陛下の御代万歳を祈り奉ること。

小学一年生が、入学するや否や、見たこともない人について、以上のようなことを教えられる。いったいどのように理解したものであったろうか。しかも、更に、本課指導上では「最敬礼の作法を教へて実習させること。勅語奉読の際の作法を教へて実習させること。天皇陛下の御事を教授する際には、特に態度・言語に注意し、臣子としての敬意を十分に表すこと。」などの要求があげられている。しかも、認識しておくべきことは、過去の教科書の中の「天長節」で、天皇と軍部とを結びつけて登場させたのは、この第四期のこの課が初めてであるということである。更には、口絵の行幸の絵図は、他のページと同様に、針金を通して制本するのであつては、天皇の尊厳を傷つけるとして、特別に一冊ずつ糊づけしてあることである。ファシズム強化と共にミリタリズムが台頭しはじめてきていることを物語つていよう。しかし、まだ、神としての天皇は出て来ていない。

「天皇陛下」という語句が、第四期修身教科書の中に、文字として初めて出てくるのは、巻二の第二十一課「テンノウヘイカ」である。文には「テンノウヘイカ ハ、ツネ ニ、シンミン ヲ、子 ノ ヤウ ニ オイツクシミ ニ ナツテ イラッシャイマス。私タチ ガ、大日本テイコク ノ シンミン ト 生マレテ、カヤウ ニ アリガタイ オンカタ ヲ イタビイテ キル コト ハ、コノ 上 モ ナイ シアハセ デ ゴザイマス。」と記されている。小学二年生で、自分たちは「臣民」であるということをしつかりと教え込まれることになる。

続いて、巻二の第二十二課は「キゲンセツ」であり、同巻の口絵と照合させながら教育されることになっている。その口絵は、神武天皇（神日本磐余彦命）東征の折の、長髓彦との戦いの様子である。日本書紀の「乃ち金色の靈あやしき鵄とび有りて飛び来りて皇弓みゆみの弭はすに止れり」の件の絵であり、天皇の左手に持つ弓の先端で、金色の鵄が強い光を放ち、敵軍が退散している絵である。しかし、この第二十二課の「教師用」書でも、まだ、かろうじて、天皇が神の子孫であることに触れることから逃れている。「紀元節の由来を教へて、我が国体の尊さを弁へさせ、忠君愛国の精神を養はせるのを、本課の目的とする」というに留めている。

巻三に入ると「明治節」や「國旗」「忠君愛国」「皇后陛下」「よい日本人」などの課はあるが、天皇の神格化とは関係していない。唯一「二十一大神宮」の課で、「皇大神宮は、天皇陛下のごせんぞ天照大神をおまつり申してある、もつともたふといお宮でございます。」とはあるが、皇大神宮に主体が置かれ、天皇の格付けのために神宮を利用するには至っていない。ちょうどこの「巻三」が盛んに編集されている時、貴族院を中心に、既述の「国体明徴問題」がわき起つていたのであるが、時期的に、まだ編集へは影響は及んでいない。

『国体の本義』が発刊となるのは、昭和十二年三月三〇日（執筆者志田延義の証言から、実際は六月頃の発刊、前年度予算執行上から、三月三〇日としたとのこと）であり、昭和十二年四月から使用しはじめた「巻四」の編集にも『国体の本義』は影響を及ぼしえなかったものと考えられる。従つて、巻四の最も関係深いはずの「第一七 祝日・大祭日」においても、神嘗祭や新嘗祭そして神武天皇祭などが記されながらも、神

と天皇とはまだ結びつけられない状態にある。しかし、次年の教科書「巻五」になれば『国体の本議』が発行されてから後の編集となるため、それ相応の変化が現れて来るはずである。なお『国体の本議』発行直後の七月七日、蘆溝橋事件とともに「日中戦争」がはじまっている。日本帝国としても火急の時である。

さて『国体の本義』発行後の編纂、巻五、初課の「第一 我が國」は、国定三期の「我が國」と比較してみても、絵も文章表現も格段に異なり、真に子供たちへ迫るものに変化している。

天皇陛下は、我が大日本帝國をお治めになる御方であらせられ、我等は皆、天皇陛下の臣民であります。天皇陛下の御先祖は、天照大神にましく、て、きはめてたふとい御方であらせられます。大神は、遠い昔に、御孫瓊瓊杵尊をお降しになつて、此の國を治めさせられました。其のとき、大神は、尊に、

「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。さきくませ。寶祚の隆えまさんこと、當に天壤と窮りなかるべし。」

といふ神勅をたまはりました。豊葦原の千五百秋の瑞穂の國とは、我が大日本帝國のことで、寶祚とは、皇位即ち天皇の御位のことです。大日本帝國は、天照大神の御子孫がお治めになり、皇位が天地と共に窮りなくお榮えになることは、此の神勅にお示しになつた通りであります。(略)

我等は、かやうなありがたい國に生まれ、かやうな尊い皇室をいたゞいてゐて、又かやうな美風をのこした臣民の子孫でありますから、あつぱれよい日本人となつて、皇運を扶翼し奉り、我が國を益々盛にしなければなりません。

「巻五」の初課において、「記紀」を充分に活用しながら、天皇を天照大神の子孫と位置付け、國民を臣民と位置付けることに成功している。しかも次の、第二課は、さっそく「舉國一致」である。文章内容も旧三期とはすっかり変わり、表現力も向上している。紙幅上旧本は記せないが、新本四期の方は次のようである。

我が國は、皇室の御祖先のおはじめになつた國であります。國民は、祖先以來、皇軍を扶翼し奉つて、此のりつぱな國をまもつて來ました。國に大事が起つた場合には、皆心を一にして、一身一家をかへりみず、忠君愛國の道につくしました。我が國が、世界で最も舊い國であつて、一度も外國に國威を傷つけられたことがなく、年と共に益々榮えて行くのは、皇室の御威光のお盛であらせられるためであるのは申すまでもありませんが、又國民に、舉國一致の精神が強いためであります。(下略)

後文には、元との戦いや、日露戦争、そしてはやくも、昨年(昭12)勃発の支那事変(日中戦争)にも及んでいる。この授業の最中も支那事

変は続いているのである。そして、この子供たちにとって、一年後には第二次世界大戦がはじまることになる。「挙国一致」の教育を早め、もし、国に大事のある時は、億兆一心となり、一身一家を顧みることなく、忠君愛国の道を尽くし、天壤無窮の皇運を扶翼することが臣民の義務であることを教え込まれている。ここにはすでに、軍国主義・超国家主義の兆しが見えはじめている。

〔六〕 まとめ〈軍国主義の台頭〉

第四期国定教科書時代における、ミリタリズムの教材は早い時期から出ている。例えば、巻一の「チュウギ」の課で、前三期からの受け継ぎの課である。しかし、三期の「忠義」は一ページであったものが、四期では見開きの二ページとなり、絵も色刷りで二倍の大きさに文章もより詳細な表現となっている。「キグチコヘイ ハ、イサマシク イクサ ニ デマシタ。テキ ノ タマ ニ アタリマシタ ガ、シンデ モ、ラッパ ヲ クチ カラ ハナシマセン デシタ。」が有名なその課（二十六課）である。子供たちはこれを暗唱した。

第四期の「巻六」が初めて使用されたのは昭和一四年（一九三九）四月からで、時局は日中戦争が長引き、この年は、南寧・汕頭・温州・福州そして海南島などを占領、また、一方では、ノモンハン事件が発生するなど、多難な戦時下であった。その「巻六」の「第二 皇室」では、天皇を正面から神と位置付け、「我等国民が神と仰ぎ奉る天皇は、天照大神の御裔であらせられ」とか「天皇を神と仰ぎ奉ると共に、皇室を宗家といたゞき奉るのが、我が国の成立ちの世界に比類のないところ」と規定するようになる。この「巻六」は、尋常小学の総仕上げの学年であるため、教育勅語の訓育仕上げの年でもあり、その徳目で埋められた教科書となっている。その中に以下のような「第十三 國民の務（其の一）」がある。左右のページには禪姿の若者たちが、国旗を掲げた部屋の中で徴兵検査を受けている二枚の写真が載せられてある。

我等日本人は元來平和を愛する國民であります。けれども一朝國に事ある時は、一身一家を忘れて義勇公に奉ずることを國民の第一の務として來ました。（略）

我等も、祖先が心をつにして守護して來た此の國を守つて、光輝ある歴史を無窮に傳へなければなりません。

我が國民中、滿十七歳から滿四十歳までの男子は、皆兵役に服する義務があります。それで滿二十歳になると、必ず徴兵検査を受け、體格の完全で強壯な者の中から、現役兵となつて陸軍或は海軍に入ります。（略）かうして兵役に服し國の防衛に當るのは、我等國民の最も大切な義務であると共に、又大きな名譽であります。

以上のように、最終学年生に、國民の義務をしつかりと教え込むと同時に、「忠」「孝」「職分」「憲法」「勇氣」「至誠」「國運の發展」「教育」「教育に關する勅語」などの諸課にわたつて、何度も何度も君臣の大義を繰り返しながら、次の、第五期国定教科書時代「皇國の使命」「皇國民

鍊成」への基盤を養っていたのであった。

国定第四期の『尋常小學修身書』においても、他の期と同様、世界情勢と国家政治思想との狭間で、自分たちの力ではどうしようもない所で決められた教育内容を、あてがわれるがままに受け取るしか術のない時代であった。特に修身書は、科目の特質上、その傾向が顕著に現れ、重苦しいものがあつた。世界の帝国主義列強と対峙し、慢性的な経済恐慌の中で、領土拡大をもつて回復をはかろうとする帝国主義の国家思想は、年を追うごとに天皇制ファシズムへの傾向を強め、軍国主義国家の形成を早めていった。その流れは学校教育上へも大きな影響を与へ、教育内容そのものを決定づけるものでさえあつた。軍国主義・超国家主義については稿を改めなければならない。

主な参考資料

- 一 近代日本教科書教授法資料集成（仲新・稲垣忠彦・佐藤秀夫編、東京書籍）
- 一 尋常小學修身書（文部省、国定第三期）
- 一 尋常小學修身書（文部省、国定第四期）
- 一 第二次世界大戦（上山春平・三宅正樹、河出書房新社）
- 一 近代日本の七つの戦争（浜春輝、稲穂堂）
- 一 文部時報（文部省）
- 一 複刻国定修身教科書解説（中村紀久二、大空社）
- 一 日本書紀・上（日本古典文学大系、岩波書店）
- 一 学制百年史・資料編（文部省）
- 一 明治以降教育制度発達史（教育史編纂会・代表関屋龍吉、教育資料調査会）
- 一 講座日本史7（歴史学研究会・日本史研究会編、東京大学出版会）